掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年7月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険税条例施行規則(平成17年掛川市規則第88号)の一部を次のように改正する。 附則に次の1項を加える。

3 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の影響により一定程度収入が減少した被保険者(条例第30条第1項第2号の規定に該当する者に限る。)に係る国民健康保険税の減免における第2条第2号及び第3条第1項の規定の適用については、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

様式第1号(1枚目)を次のように改める。

(1枚目)

年度

国民健康保険税 納税通知書

様

国民健康保険税額を下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 回

					掛川巾女	尺	名 即
/ 納税義務者					T		
W11004X1771 D				徴 収 方 法			
生年月日		性別	J	特別徴収義務者			
III. ## 17. II	I)	特別徴収対象年金			
世帯番号				上記年金の年金額			円
通知番号				(<u></u>			
記号番号]				
下記に記載のあ	る方は口座振替納税です。			年間保険税額			円
金融機関							
口座種別	口座番	号					
口座名義人				備考			
納付区分			J				

※特別徴収(年金天引き)の方

	_				年4月、6	月及び8月は、(反徴収税額として	年2月分と同額を徴収
	医療分	支援金分	介護分	月	特別徴収額	期別	普通徴収額	普通徴収額の納期限
② 固定資産税相当額(円)				4月	31 47			
③ 被 保 険 者 数 (人)				5月				
④ 所 得 割 額(円)				6月				
⑤ 資 産 割 額 (円)				7月				
⑥ 均 等 割 額 (円)				8月		第1期分		
⑦ 平 等 割 額 (円)				9月		第2期分		
⑧ 均等割軽減額(円)				10月		第3期分		
⑨ 平等割軽減額(円)				11月		第4期分		
⑩ 限 度 超 過 額 (円)				12月		第5期分		
① 算 定 額(円)				1月		第6期分		
⑫月割増減額(円)				2月		第7期分		
⑬ 年 税 額(円)	l			3月		第8期分		
(内退職分) (円)				計		計		
年 税 額(円)		減免額		合計				

氏	名	給与 所得			軽減基準所得		
	H	者等	医療	介護	金 額	金 額	相 当 額
				:			
				:			

税率	医療分	支援金分	介護分
所得割率 (%)			
資産割率 (%)			
均等割額 (円)			
平等割額 (円)			

(注) 裏面には、国民健康保険税の納付方法、納付場所、税率、計算方法等を記載する。

(1枚目)

年度

様

国民健康保険税 納税 (変更) 通知書

国民健康保険税額を下記のとおり決定(変更)しましたので通知します。

年 月 日

														掛川	市長	B	ŧ	名	É
納税	&務者											法							
					-	-				寺別 徴 収									
生年	月日				1	生別				寺別徴収対									ļ
世帯	番号								L	上記年金の	年金	注額						円	
通知	番号								年	F間 保 隊	0 税	額						円	
記号	番号								_	異動	去 夕		屈!	出日	異 動	н	異動ョ	# 山	
$\overline{}$	記載のある	方は口座捌	長替納税	です。					\vdash	大 勁 ?	11 1	1	/HI	ц н	六 勁	Н		生 四	
	機関								\vdash										į
	種別			П	座番	号													
	3義人																		
(納付	区分																		
				変		更	前			変		更		後			増減		
Į	武 課 明	細	医頻		专		介		[2	医療分	.	支援会			 分		7H 1/94		
① 基	準総所得金	注額 (円)	<u> </u>	1 //		DX 3E.73	- /1	102 //	12	<u> </u>		~W.	L. / J	21 R	× //				į
	定資産税相等																		
	保険者																		
④ 所	得 割	額(円)																	
⑤ 資	産割	額 (円)																	
⑥ 均	等 割	額 (円)				•		•		•									
⑦ 平	等 割	額(円)																	
⑧ 均	等割軽減	【額 (円)																	
9 平	等割軽減	【額 (円)																	
	度 超 過				<u> </u>														ļ
① 算	定	額 (円)			<u> </u>														ļ
12月									-		_								ļ
		. 額 (円)			· 		-		-					∤ -					
	内退職分				()-	E to the N			-		_	()-b-7	dest.\						ļ
年	税	額(円)			(海	(免額)						(減免	.額)						
月	特別徴収	双額(円)	期	민	並涌微	収額の納	排服限	普通	數収額	額(円)		増減額	₌)		こついて				
71	変更前	変更後	791	73-3	日地區	1/A 11/4 V / / / / /	1291147	変更前	Ī	変更後		~H1/5/11)	κ.		③は医療		減 :援金分+介言	#八小単元	÷
4月														(4)LA	年は広原	ガキメ	仮並ガギ川市	要力リル官例	4
5月															備		考		1
6月			_						_						VII.4				}
7月																			
8月			_																
9月 10月									-										
11月			_						+										
12月		-							\dashv				-						
1月									=										
2月													\neg						
3月			1																
						•				•									
														※過新5				dtn/H-~-}-	
計		L						<u> </u>	_		<u> </u>			記載し	くいる剤	ry即以	は増額分の納	別なです。	
		1	6 ∧ ⊢	I							$\overline{}$				1		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 		`
r	<u>.</u>	Þ	給与	加入	月数	軽減基準	所得	基準総	所得	固定資産	産税		利	总 率	医	療分	支援金分	介護分	
E		名	所得	医癖	介護	金	額	金	額	相 当	額	-	所得:	割率 (%	.)				†
			者等	四派	ノロ受							-			_		 		+
					! 							-		割率 (%					4
					<u> </u>							-	均等	割額(円)				4
													平等	割額(円)				J
				1	:							1 `							•

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例施行規則附則第3項の規定は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日が到来する令和2年度分及び令和3年度分の国民健康保険税(以下「対象国保税」という。)の減免に限り適用する。この場合において、納付前に申請書を提出することが困難であったと市長が認めたときは、既に納付した対象国保税であっても、減免するものとする。